

VI ステーブルコインの取得・移転等の処理は 電子決済手段の会計処理・ 開示のポイント

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 豊永 貴弘

【この章のエッセンス】

- 電子決済手段の取得時は受渡日に券面額で資産計上（取得価額と券面額の差額は損益処理）し、期末は券面額を貸借対照表価額とする。
- 12月決算会社では2023年12月期決算から本実務対応報告が適用され、会計処理および開示に影響がある。
- 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更は該当し、新たな会計方針を遡及適用することになる。

はじめに

企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）は、2023年11月17日、実務対応報告45号「資金決済法

における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（以下、「本実務対応報告」という）および企業会計基準32号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（以下、「本一部改正」といい、本実務対応報告と本一部改正をまとめて「本実務対応報告等」という）を公表した。

また、同日、これに伴って日本公認会計士協会は、会計制度委員会報告8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正を公表した。本実務対応報告では、資金決済法上の電子決済手段の発行および保有等の会計処理および開示について定めている。

本実務対応報告は、公表日（2023年11月17日）以後適用するとされて

おり、2023年12月決算会社において影響がある。本章では、本実務対応報告等の概要および実務ポイントを解説する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

本実務対応報告の公表の経緯

2022年6月に改正された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という）において、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約束するものおよびこれに準ずる性質を有するものが新たに「電子決済手段」と定義され、また、これを取り扱う電子決済手段

等取引業者について登録制が導入され、必要な規定の整備が行われた。こうした状況を受けて、ASBJは資金決済法上の電子決済手段の発行および保有等に係る会計上の取扱いについて検討を重ね、その結果を実務対応報告として公表した。

範囲

本実務対応報告は、資金決済法2条5項に規定される電子決済手段のうち、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段および第3号電子決済手段を対象とすることとされている。ただし、次の(1)および(2)については、本実務対応報告の適用範囲に含めていない（本実務対応報告2項、3項）。

- (1) 外国電子決済手段（電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託している外国電子決済手段を除く）
- (2) 第3号電子決済手段の発行者側に係る会計処理および開示

資金決済法2条5項に規定される電子決済手段の分類および内容をまとめたものが次頁図表1である。

なお、電子決済手段に類似するものとして暗号資産があるが、暗号資